

告 示

埼玉県告示第千三百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク和光白子店

埼玉県和光市白子三丁目中央土地区画整理事業五街区五―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 地産地消の観点から、和光市内で生産された農産物の店舗での取り扱いについて、ご検討ください。

(2) 大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラインの趣旨を理解し、次に掲げる事項に取り組みように努めてください。

(一) 地域の商工団体である和光市商工会への加入についてご検討ください。

(二) 和光市商工会が取り組み売り出し等の共同事業への企画段階からの参画や実施時のスペースの提供など、地域経済の活性化に取り組むことにご協力ください。

(3) 大きな騒音を出さないよう、周辺環境への配慮をお願いします。

(4) 周辺住民から苦情が出た場合には、真摯に対応願います。

(5) まちづくりへの協力

(一) 地域自治会への加入及び近隣自治会が実施する祭りや各種イベント、その他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

(二) 和光市自治会連合会が実施する自治会優待カード、市内一斉清掃、防犯パトロール及びその他の地域の社会貢献活動の協力を努めてください。

(三) 近接するコミュニティ施設（二千二十年建設予定）が実施する祭りや各種イベント、その他の当該施設が担う地域コミュニティに関する活動に対し、協力を努めてください。

(6) 利用車及び搬入車両の生活道路への侵入を防止するよう努めてください。

二 縦覧期間

平成三十年十二月十八日から平成三十一年一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター